

新潟市 秋葉区 農業委員会だより

第 53 号

令和 3 年 8 月 20 日

編集・発行

新潟市秋葉区農業委員会
電話(0250)25-5525



さつきの花（撮影場所 新津フラワーランド新潟さつき展）

内 容

新潟市六農委の統合の概要

令和四年四月から新潟市の六農業委員会が統合され一つの農業委員会に生まれ変わります。その概要をお知らせします。

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します。

令和四年三月末日の任期満了に合わせ、新たな農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します。詳しくは三ページをご覧ください。

農地パトロール実施中

秋葉区内の農地パトロール等を行っています。詳しくは四ページをご覧ください。

豊かな老後に備えて農業者年金に加入しましょう。

農業者年金の加入を推進しています。詳しくは五ページをご覧ください。

委員のリレートーク

今回は、砂原農業委員と古田農地利用最適化推進委員が委員活動を通じ普段感じていることをお話しします。

農業委員会の統合について

新潟市では、区域を超えた農業者の皆様の耕作状況等にも対応できるよう、現在市内にある6つの農業委員会を、来年度に以下のとおり統合することを予定しています。

許可申請や証明発行などの事務手続きは、秋葉区役所内の事務所でこれまでと同様に行うことができます。

1. 統合年月日 令和4年4月1日

2. 統合後の名称、取扱業務等

項目	統合前	統合後
名称	新潟市北区農業委員会 新潟市中央農業委員会 新潟市秋葉区農業委員会 新潟市南区農業委員会 新潟市西区農業委員会 新潟市西蒲区農業委員会	新潟市農業委員会
事務局事務所	新潟市北区農業委員会 事務局 新潟市中央農業委員会 事務局 新潟市秋葉区農業委員会 事務局 新潟市南区農業委員会 事務局 新潟市西区農業委員会 事務局 新潟市西蒲区農業委員会 事務局	新潟市農業委員会 北区事務所 新潟市農業委員会 中央事務所 新潟市農業委員会 秋葉区事務所 新潟市農業委員会 南区事務所 新潟市農業委員会 西区事務所 新潟市農業委員会 西蒲区事務所
取扱い業務	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法関係の 許可申請、届出等 ・証明の発行等 ・農地の貸し借り等その他相談 ・農地パトロール等の委員会活動 	業務項目は、以前と変わらず受付可能 複数地区の農地も各区事務所で届出が可能になります

3. 統合に関するお問い合わせ先

新潟市秋葉区農業委員会事務局 TEL 0250-25-5571

新潟市農林水産部農林政策課 TEL 025-226-1764

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

「新潟市農業委員会（統合後）」の各委員を以下により募集します。

農 業 委 員

▶業 務

農地に係る許認可
農地利用の最適化の推進に係る業務
◇担い手への農地利用の集積・集約化
◇耕作放棄地の発生防止・解消
◇新規就農者の確保

毎月の会議（総会、部会等）及び現地調査等

▶募集人員

24人以内（全市合計）

▶対 象

農業に関する知見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に関する事項に関しその職務を適切に行うことができる方

▶任 期

令和4年4月1日～令和7年3月31日

▶報 酬

43,000円以内（月額）



農地利用最適化推進委員

▶業 務

担当地区において、農地利用の最適化の推進に係る業務
◇担い手への農地利用の集積・集約化
◇耕作放棄地の発生防止・解消
◇新規就農者の確保

毎月の会議（部会、委員会等）及び現地調査等

▶募集人員

20人以内（秋葉区内） ※担当区域ごとに募集します。

▶対 象

農業に関する知見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に関する事項に関しその職務を適切に行うことができる方

▶任 期

委嘱の日（令和4年4月初旬）～令和7年3月31日

▶報 酬

40,000円以内（月額）

応 募 方 法

団体や個人からの推薦、自らの応募
※所定の様式を提出してください。
詳しくは募集要項をご覧ください。

募 集 期 間

令和3年10月1日（金）～令和3年11月1日（月）

募集要項の入手方法

募集期間内に新潟市秋葉区農業委員会事務局、
秋葉区産業振興課で配布。
新潟市のホームページからもダウンロードできます。

お 問 い 合 せ 先

【農業委員の募集に関すること】

新潟市農林水産部農林政策課 TEL 025-226-1764

【農地利用最適化推進委員の募集に関すること】

新潟市秋葉区農業委員会事務局 TEL 0250-25-5571

農地パトロール実施中

農業委員会では、日常的な農地の利用状況調査に加え、前期(7~8月実施済)・後期(10~11月)に分けて遊休農地、違反転用、不法投棄等の解消を重点事項とした農地パトロールを実施しています。

農地を農地として利用していない場合や、直ちに耕作できるように管理していない場合は、土地の所有者や耕作者に対して、農地の適正管理をしていただくよう指導を行います。

遊休農地が発生すると



病虫害の発生



産業廃棄物の不法投棄



火災の発生

農地が遊休農地化すると、病虫害や鳥獣害の発生、産業廃棄物の不法投棄や雑木雑草の繁茂など地域に迷惑をかけることとなります。



こんなときは...?



『貸してもらえる農地を探したい』や『今後、自分で管理できなくなってしまうので、耕作してくれる人を見つけない』などのお悩みをお持ちの方は、**地元農業委員・農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局**までご相談ください。

※自ら耕作できない場合は、農地が遊休化する前にご相談ください

いったん、遊休化してしまうと、その後の利活用等が、困難になってしまうこともあります。

お問合せ先 秋葉区農業委員会事務局 農地係 ☎ 25-5520

◎稲わらやもみ殻の焼却はやめましょう

貴重な有機質資源を有効に活用しましょう

※野菜くず・タイヤやビニール・プラスチック類も焼却してはいけません

全国農業新聞の購読をお勧めします



農業委員会系統組織が農業者の立場に立って編集・発行している「農家のための情報誌」です。

地方版では、身近なニュースもお伝えしています。

●発行日：毎週金曜日(月4回)

●購読料：1ヶ月700円(税込み)年間8,400円(税込み)

●申込み：秋葉区農業委員会事務局まで

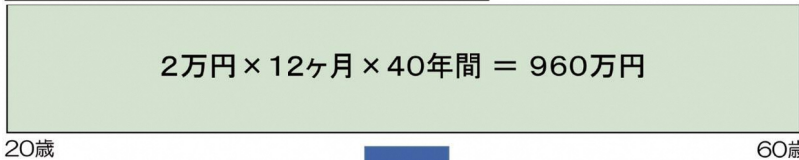
豊かな老後に備えて

農 業 者 年 金

に加入しましょう！

1 政策支援を受けるとこんなにお得！

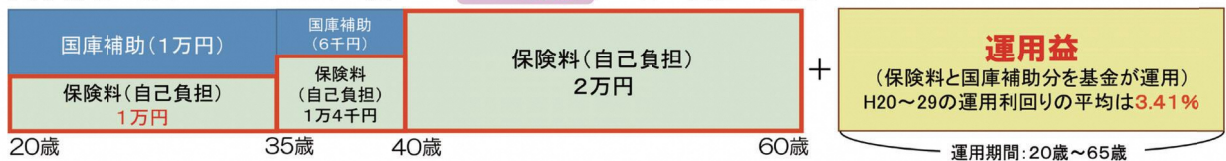
20歳から40年間単純に積み立てた場合



以下の要件を満たせば、毎月の積立2万円が**1万円**の自己負担で済みます！

**216万円も
お得！**

国庫補助があるため960万円の積立が **744万円** の自己負担で実現



支援要件と月額保険料

※支援期間は通算で最長20年間(うち35歳以上の期間は最長10年間)

39歳までに加入し、農業所得が900万円以下で、以下のいずれかに該当する方は、通常2万円の保険料のところ、実際支払う保険料は、それぞれ以下のとおりとなります。

- (1) 認定農業者で青色申告している者
 - (2) 認定就農者で青色申告している者
 - (3) (1)又は(2)の者と家族経営協定を結んで経営参画している配偶者・後継者
 - (4) 認定農業者又は青色申告者で3年以内に(1)になることを約束した者 → 1万4千円(35歳未満)、1万6千円(35歳以上)
 - (5) 35歳まで(25歳未満は10年以内)に(1)になることを約束した後継者 → 1万4千円(35歳未満)
- } 1万円(35歳未満)、1万4千円(35歳以上)

2 政策支援を受けない場合でも、納付された保険料は、農業者年金基金が安全性と一定の利回りの確保を目指して運用します。

※H20~29の運用利回りの平均は3.41%です。ただし、これは過去のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。運用結果により、年金原資が保険料納付総額(元本)を下回る可能性もあります。

3 年間60日以上農業に従事し、60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金の保険料納付免除者は除く)であれば、誰でも加入できます。

4 保険料は月額2万円~6万7千円の間で自由に決めることができます。

5 税制面で大きな優遇措置があります。※世帯員全員の保険料が社会保険料控除の対象となります。

農業者年金のご相談については、お近くの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 秋葉区農業委員会事務局 電話番号 0250-25-5525

委員のリレートーク



農業委員
砂原 剛

この1年コロナ禍で国内及び全世界で日常が失われました。サービス業や飲食業は大変な事になっていきます。農業分野でも間接的な被害が数多く報道されています。飲食店向けの高級食材が大量に行き場を無くしているようです。農業は考え方によっては人に接する機会に注意すれば他の業種に比べ少なく出来る業種ですが、その反面、繁忙期にコロナで2週間の強制隔離は死活問題になりかねません。

私はもう、60歳を過ぎていますが、子供の頃の大災害では新潟地震くらいしか記憶は有りません。しかし、ここ数十年を考えると、阪神淡路大震災、ニューヨークの国際貿易セン

タービルに飛行機が突っ込むテロ、東日本大震災、また、今回のコロナ感染症と10年に1回位は目を見張るような事件や災害が発生しているような気がします。今後はこのような事が日常だと考えを変えた方が良いのかもしれませんが。生活苦は困りますが、人並みに生活出来るのが何より大切なかもしれません。

話は変わりますが、今年が閏年でない年のオリンピックです。オリンピックは原則、閏年の年に開催されますが、閏年はそう単純ではないのです。閏年は原則4年に1回ですが、100年に1回は閏年では無くなるのだそうです。また、400年に1回は閏年に戻るのだそうです。西暦2000年は400で割り切れる年なので閏年、1900年は400で割り切れないが100で割り切れるので閏年では無いのです。また、祝日である春秋分の日(昼と夜が同じ時間の日)は10年位先までは、計算で算出できるようなのですが、それ以降の将来の春秋分の日(気象庁の発表を待たなければ、確定しないのです)。

それと良く間違われている事とし

て、8を0で割ると答えは？。普通の人は0と答えますが、正解は0では割ることは出来ないのです。電卓で計算してみてください。エラーとかEなどと表示されるはずですが。なにはともあれ、ワクチン接種が進みコロナが早く収束し、皆さんの平穏な日常が戻ることを期待しております。



農地利用
最適化推進委員
古田 博義

農地利用最適化推進委員になり6年目になりました。委嘱を受けた当初はどんな仕事なのかと不安な面もありましたが、その後の研修会や講演会、さらに農業委員の方々からのご指導により徐々に役割も見えてきました。

私の担当地区には一部中山間地の農地があり、平場とは違った問題点があります。

後継者不足や従事者の高齢化など一般的な問題のほか、日当たりの悪

い農地が点在する事や農地集積が難しい等の問題があり、それにより、土地所有者が離農し転居したり、委託されている農家が耕作を止めたりで、遊休農地になりかねない状況があります。

地区の農家組合員と協議し、ある程度は成果を上げていますが、一部は隣を耕作している農家でも受託は難しいという状況です。

農地中間管理機構に申請はしていますが条件が難しい事もあり現状は良い結果を得ていません。

山沢での農地維持をどの様にしたら良いのか、地区農家組合長や農業委員と協議、相談を続けていかなければなりません。

今後6農業委員会の統合が予定されていますが、農業委員、農地利用最適化推進委員の役割が増々重要になると思いますので今後も地域に貢献出来るよう極力努力して行きたいと思っています。

昨今、新型コロナウイルスの収束が見通せぬ中で通常の行動が制約される現状がありますが、担当地区の遊休農地化を防止するよう努めていきます。